

議案第13号

守谷市図書館協議会設置条例の一部を改正する条例

守谷市図書館協議会設置条例（平成7年守谷町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「図書館法第15条に掲げる者のうちから」を「学校教育及び社会教育の関係者，家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から」に改める。

附 則

この条例は，平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月8日 提 出

守谷市長 会 田 真 一

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
13号	1

## 提案理由（議案第13号）

提案の理由を申し上げます。本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、図書館法が改正されたことに伴い、図書館協議会の委員の任命の基準を定めるため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市図書館協議会設置条例新旧対照表

改正	現行
<p>(組織) 第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は10名以内とし、<u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から</u>、教育委員会が任命する。</p>	<p>(組織) 第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は10名以内とし、<u>図書館法第15条に掲げる者の中から</u>、教育委員会が任命する。</p>